

令和8年度
学校いじめ防止基本方針

七尾市立朝日小学校

令和8年3月改定

目次

I	いじめ防止に関する学校目標	・・・P.	1
II	いじめの理解	・・・P.	1
III	平時からの基本姿勢	・・・P.	3
IV	未然防止の取組	・・・P.	4
V	早期発見の取組	・・・P.	5
VI	各担当の行動内容・行動計画	・・・P.	8
VII	いじめに対する措置	・・・P.	9
VIII	重大事態への対処	・・・P.	15

I いじめ防止に関する学校目標

いじめの未然防止，早期対応・解決のできる学校に

※いじめ防止基本方針の目的

いじめ防止基本方針は，いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るための基本事項等を定めることにより，いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り，「いじめは絶対に許されない」という気持ちを醸成させ，いじめのない学校を目指すものである。

II いじめの理解

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)

(定義) 第二条

この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

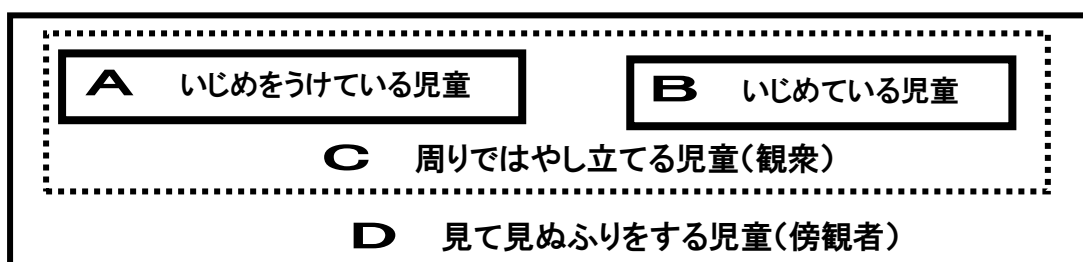
※いじめられた児童の立場で，いじめかどうか判断する。

※けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断する。

※「いじめは笑いに隠される」

いじめ被害者は自分がいじめられているという事実を認めたくないし，早く逃れたいと願っている。そのため，いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたい気持ちが働き，ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり，笑ったりして，「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを周囲や自分自身に示そうとする。しかし，そのことが逆に，いじめ行為を継続・悪化させることにもなり，教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また，加害者から「おれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。被害者が笑っていた，楽しそうにしていたからといって「いじめではない」と捉えずに，行為そのもので判断することが大切である。

2 いじめの4層構造



※AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。
※観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

3 いじめの心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

4 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することが見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「暴行罪」(刑法第 208 条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→「傷害罪」(刑法第 204 条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す→「脅迫罪」(刑法第 222 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる→「強要罪」(刑法第 223 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→「恐喝」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む→「窃盗罪」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る→「強盗罪」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる→「器物破損罪」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→「名誉棄損罪」(刑法第 230 条)、「侮辱罪」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「強制わいせつ罪」(刑法第 176 条)
- ・児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

Ⅲ 平時からの基本姿勢

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること
 - ・日頃から、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること
 - ・いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
 - ・いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。

- (3) 児童生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
 - ・教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。

- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。

- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること
 - ・児童生徒が発するサインを見逃さないよう、児童生徒の実態に併せて調査を実施する。もし、いじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

IV 未然防止の取組

(1) 具体的な取組

- ① わかる授業づくり（「授業の中の居場所づくり」）の推進
 - ・ 全員参加の授業の徹底
 - ・ 「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくりの推進
 - ・ 学習指導の場における積極的な生徒指導の推進

（4つの視点への意識：自己存在感，共感的な人間関係，自己決定，安全・安心な風土）
等
- ② 道徳教育や人権教育等の充実
 - ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進
 - ・ いじめに関する資料に基づいた「考え，議論する道徳」の推進
 - ・ 魅力的な教材開発と活用による道徳性の育成
 - ・ 人権講話・人権教室を通じた人権感覚の育成等
- ③ 規範意識の育成
 - ・ 校内の規律や授業中の規律の定着による規範意識の醸成
 - ・ 問題行動への毅然とした対処による責任と義務の指導
 - ・ 全教職員による共通理解と徹底（月目標や学習ルール）等
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組の充実
 - ・ 教育活動全体を通じた児童の活躍の場の設定
 - ・ 教育活動全体を通じた他者の役に立っていると感じ取れる場の設定
 - ・ 異学年等の交流活動の推進等
- ⑤ 児童会が中心となる取組の充実
 - ・ 「いじめを絶対に許さない」という意識と学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気
 - ・ 児童が自らいじめの問題について考え，議論する活動の推進
 - ・ ピア・カウンセリング等の充実
 - ・ 宣言等の採択等
- ⑥ 体験活動を取り入れた取組
 - ・ ボランティア活動・自然体験の推進
 - ・ 高齢者・他校種との交流の推進等
- ⑦ 家庭や地域と連携した取組
 - ・ いじめアンケート等による連携
 - ・ 非行・被害防止講座の推進
 - ・ 家庭・地域からの相談窓口の複数設置等
- ⑧ 情報モラルに関する指導
 - ・ 各家庭のネット事情の把握とインターネット利用に関する親子のルール作り，児童同士のルール作り等の推進
 - ・ 情報モラルリテラシーの指導やネットいじめについての指導等

V 早期発見の取組

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・いじめ対応アドバイザーとの連携や教師のいじめ認知力の向上のための研修会の実施

(2) 定期的なアンケートの取組

- ・児童対象のアンケートだけでなく、家庭と連携し保護者対象のアンケートの実施
- ・アンケートを受けて児童一人一人と面談を実施
- ・アンケートを実施しない月は「いじめや困っていることはないか」の簡易調査を実施
→必要に応じて個別の面談を実施

(3) 教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・相談ポスト・相談窓口の設置と周知

※学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

＜学校での活動から＞ ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず, うつむきがちになる ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具, 机, 椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る ○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し, しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際, 冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる ○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い ○集中してボールを当てられる ○遊びの中で, いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたづらをされる ○グループで食べる時, 席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする

放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する ○用事がないのに学校に残っている日がある ※他の子の荷物を持って帰る
-----	--

<注意しなければならない児童生徒の様子>

様子等	観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)
動作や表情	○活気がなく, おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする ○視線を合わさない ○教師と話するとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物, 靴, 傘等を隠される ○刃物等, 危険な物を所持する
その他	○日記, 作文, 絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書, 教室の壁, 掲示物等に落書きがある ○教材費, 写真代等の提出が遅れる ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○SNSのグループから故意にはずされる ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反, 万引き等の問題行動が目立つようになる

※家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から, 子どもの家庭での様子について, 以下のような相談があったら, いじめられているのではないかと受け止め, 指導に当たる必要がある。

観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)
○ 衣類の汚れや破れが見られたり, よくけがをしたりしている。 ○ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため) ○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり, 壊されたりしている。 ○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり, 破られたりしている。 ○ 食欲がなくなったり, 体重が減少したりする。 ○ 寝付きが悪かったり, 夜眠れなかったりする日が続く。 ○ 表情が暗くなり, 言葉数が少なくなる。 ○ いらいらしたり, おどおどしたりして, 落ち着きがなくなる。 ○ 部屋に閉じこもることが多く, ため息をついたり, 涙を流したりする。 ○ 言葉遣いが荒くなり, 親や兄弟などに反抗したり, 八つ当たりしたりする。 ○ 親から視線をそらしたり, 家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。 ○ 登校時刻になると, 頭痛, 腹痛, 吐き気などの身体の不調を訴え, 登校を渋る。 ○ 転校を口にしたり, 学校をやめたいなどと言い出したりする。

- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

「インターネット上のいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサインの例

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、まったく触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような言動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

※配慮が必要な児童生徒についての対応

以下の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害への特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめがお子なられることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応について周知する。
- ④ 震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響やなれない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

VI 各担当の行動内容・行動計画

(1) 行動内容

【管理職】

- ・児童及びその保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が，児童に悩みを積極的に受け止められる体制となり，適切に機能しているか定期的に点検する。

【生徒指導担当】

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・休み時間の校内見回りや，放課後や長期休業中の校区巡回等において，子どもが生活する場の以上の有無を確認する。
- ・学校，家庭，地域が一体となった指導を進めるため，関係機関・団体との連携を積極的に進める。

【児童生徒支援加配教員】

- ・巡回指導等で児童の様子を観察し，気になることを管理職や生徒指導担当，担任に報告する。

【学級担任及び級外】

- ・日頃から児童の見守りを行い，信頼関係の構築に努め，児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・授業中に言葉をかけたり，休み時間に一緒に遊んだりするなど，可能な限り子どもたちと積極的にふれあうようにする。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し，教育相談を行う。
- ・子どもや保護者からの相談や訴えについては，どんな些細なことでも誠意をもって対応する。

【養護教諭】

- ・保健室を利用する児童とのやり取りの中から，その様子に目を配るとともに，いつもと何かが違うと感じたときには，その機会をとらえ，悩みを聞く。
- ・学級担任が気付きにくい子どもの様々な問題の把握に努め，「心の居場所づくり」を進める。

【教育相談】

- ・スクールカウンセラーとの連絡・調整を行う。

(2) 行動計画表（別紙）

- ・各担当は，行動計画表（別紙）に基づいて，いじめの未然防止に努める。
- ・校長，教頭，生徒指導担当，特別支援C・教育相談C（SC担当）・養護教諭，学級担任は，各月の評価も行う。
- ・1年間の取組を協議し，検証する。そして，いじめ防止基本方針の見直しをする。

VII いじめに対する措置

いじめを発見し、または相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。(特定の教職員で抱え込み、報告を行わないことは、「法」第23条第1項に違反し得る。)

報告があった際には、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめにかかる情報を適切に記録し、その結果を市教育委員会に報告する。いじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

1 いじめ問題発生時について

いじめが認められた場合、ただちに解決のための行動をとる。

①いじめを発見した者(主に担任)は、ただちに校長・教頭あるいは生徒指導主事にその概略を報告する。

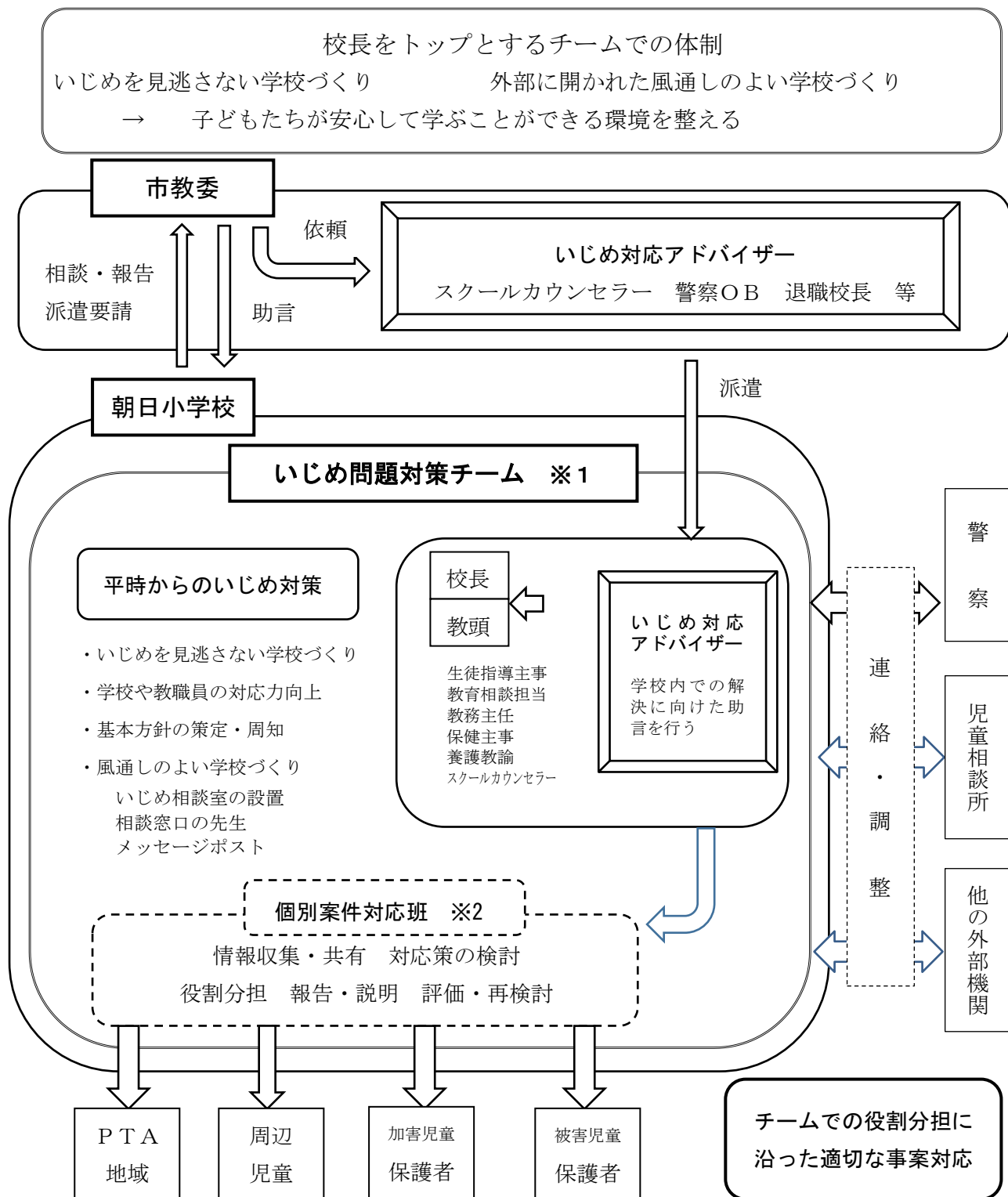
②報告を受け、速やかに「いじめ問題対策チーム」で対応策を決め、活動を開始する。

※いじめの進行段階を下記のように定め、対応を決定していく。

【いじめのレベルと対応】

レベル	実 態	対 応
1	・悪口を言われる・からかわれる	全校体制で早期対応する。 教育委員会に報告する。
2	・仲間はずれにされる・無視される	※ここで食い止められるように最大の努力をする。
3	・レベル1, 2が継続して行われる。 ・身体的苦痛が伴う。(叩く, 蹴るなど)	教育委員会の指示を仰ぎながら, 対策を考え対応する。
4	・いじめが原因で不登校になる。 ・保護者や本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	教育委員会・各専門機関と連携し, 指示を仰ぎながら, 対応する。
5	・「死」を口にしたりはじめたり, 自傷行為をしたりする。	

2 いじめ問題に対する組織的な対応のための校内体制



※1 いじめ問題対策チームについて

- ・常設の組織であり、いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直しを行う。
- ・いじめ問題発生時における「個別案件対応班」の編成と指示を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく評価を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

※2 個別案件対応班について

- ・いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。
- ・いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

3 子どもや保護者への対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

(1) いじめられている子どもへの対応

- ①いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ②決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじている子どもへの対応

- ①まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ②当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正

確に把握する。

- ③集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをとめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ②はやしたてるなど同調していた子どもたちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(4) いじめられている子どもの保護者への対応

- ①いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ②家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(5) いじめている子どもの保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付けさせる。
- ②教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護

者同士が理解し合うように要請する。

- ③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、各校の「いじめ問題対策チーム」で判断し、市教育委員会の確認を適宜得ることとする。

(1) 解消の要件

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

(2) 解消後の見守りの重要性

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

5 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、複写が容易であることから回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- ・保護者や教師等の身近な大人が、子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS，グループチャット，メール等を利用したいじめ等については，より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリにおいては，グループから外されるという行為が散見される

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・児童生徒に対して，インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり，被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため，学校や地域の実態及び児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・教職員が，インターネット上のいじめについて理解するとともに，保護者においても理解を求めていく。
- ・インターネット利用に関する親子のルール作りや児童生徒同士のルール作りを推進する。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないように，学校内に児童生徒が相談しやすい環境を作るとともに，例えば法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などの関係機関の取組についても周知する。
- ・保護者は，防犯・防災その他特別な目的のために使用する場合を除き，小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は，児童生徒に携帯電話等を所持させる場合には，フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては，その性質上，より速やかで適切な対応が求められる。学校は市教育委員会とともに，保護者や関係機関と連携して，迅速に対応していく。
- ・被害児童生徒及び保護者の了解のもと，発見の経緯や書き込み者の心当たりの有無，他の児童生徒の認知状況等を確認するなど事実確認を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については，アドレスや内容を一旦保存した上で，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置をとる。書き込み者が特定できた場合は，当該者に書き込みを削除させる。特定できない場合は，被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。
(削除依頼の手順については，「石川県いじめ防止基本方針」p30に基づくものとする。)
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとるとともに，必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに市教育委員会に報告を行うとともに，七尾警察署に通報し，適切に援助を求める。

- ・書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害児童生徒の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る。

6 家庭・地域の役割

(1) 家庭・地域を含めた連携

- ・国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭，その他の関係者の連携の下，いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。
- ・児童からいじめにかかる相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。
- ・PTAなどの関係団体等との連携を図りながら，法の趣旨及び法に基づく対応にかかわる広報啓発を充実する。

(2) 保護者の責務

- ・保護者は，この教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童に対し，規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

VIII 重大事態への対処

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については，いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば，以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安に関わらず，市教育委員会又は学校の判断により，迅速に調査に着手する。

なお，児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては，学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから，調査しないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生への報告

学校は，重大事態が発生した場合には，直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・教育委員会の指導・助言のもと、速やかに個別案件対応班を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、中立性を保って調査する。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、できるだけ多くの情報を収集・整理して明確にする。
- ・不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、結果を重視し再発防止に取り組む。

(4) 調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、教育委員会の指導のもと、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

※主な相談機関の案内

	相談機関（所属）	電話番号	受付時間	・主な内容 ※コメント
1	24 時間子供 SOS 相談テレホン （文部科学省） （石川県教育委員会学校指導課）	0120-0-78310 076-298-1699	3 6 5 日 2 4 時間	※自分や友だちがいじめられている。こわい目にあっている。いやな思いをしているとき、一人で悩まないで電話してください。 ※たとえ、つながらないことがあってもためらわず、何度でもかけてください。あなたの電話を待っています。
2	いじめ相談窓口 （石川県教育委員会学校指導課）	076-225-1830	月～金 9:00～17:00	※皆様からの「いじめ」に関する情報を専門の職員がお聞きし、迅速に対応いたします。
3	こころの健康に関する相談 （石川県こころの健康センター）	076-238-5750	月～金 8:30～17:15	・対人関係や性格についての悩み ・ストレスによる心身の不調 ・学校、職場、家庭内で起こっている心の問題 ・アルコールや薬物に関する問題 ・精神に障害のある方の生活や社会参加などの相談 ・ひきこもりの悩み
	こころの相談ダイヤル （石川県こころの健康センター）	076-237-2700	3 6 5 日 2 4 時間	
4	石川県家庭教育電話相談 （石川県教育委員会生涯学習課）	076-263-1188	月～土 9:00～13:00	※家庭教育に関する悩み相談にお答えしています。お気軽に、ご利用ください。
5	石川県七尾児童相談所 （厚生労働省）	0767-53-0811	月～金 8:30～17:15	・学校や保育園に行きたがらない。 ・学校で友だち関係がうまくいかなかったり、授業中落ち着きがなかったりする。 ・友だちや先生に暴力をふるう。 ※相談は、予約されたほうがお待たせすることなく、ゆっくりとお話をうかがうことができます。まずはお電話ください。 ※虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付は 24 時間 365 日対応しています。

6	子どもの人権 110番 (法務省) (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (上記以外は留守 番電話対応)	※「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合があります。「子どもの人権 110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。
	子どもの人権 SOS-e メール (金沢地方法務局)	https://www.jinkenn.go.jp/kodomo	3 6 5 日 2 4 時間	
	子どもの人権 SOS ミニレター (金沢地方法務局)	各学校に設置してある用紙を利用		
7	いじめ 110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	3 6 5 日 2 4 時間	※いじめ問題で悩む児童生徒、保護者等からの相談等に 24 時間対応しています。お気軽にお電話ください。
8	七尾市教育研究所 (七尾市教育委員会)	0767-57-5671	月～金 9:00～16:00	・いじめ・不登校などに関する相談。 ※来所相談は要予約。
9	児童・ひとり親・女性相談 (七尾市子育て支援課)	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15	・子育て・育児不安等に関する相談。
10	オアシスライン (七尾市・中能登町) 〈親と子のなんでも電話相談室〉	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00	・悩んでいること、困っていることなどの相談。
11	チャイルドラインいしかわ (NPO チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00	※18 歳までの子どものための相談先です。かかえている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。あなたの思いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えていきます。お説教や命令、意見の押し付けはしません。 ※話を聴くのは「受け手」と呼ばれるボランティアの大人たちです。たくさん受け手がいるので、次にかけてときに同じ受け手と話が出来るとは限りませんが、真剣な思いはみんな一緒です。誰かと話がしたい、誰かに悩みを聞いてほしい、そんなあなたを待っています。
12	いのちの電話 (法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日 10:00～22:00	・相談員に電話やメールで悩みを相談できる窓口
		0120-783-556	毎日 16:00～21:00	
13	よりそいホットライン (法人 社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	3 6 5 日 2 4 時間	・相談員に電話や SNS 等で悩みを相談できる窓口